

いじめ防止等のための基本方針

令和6年4月1日

< 基本方針策定の趣旨 >

いじめは、いじめを受けた生徒の人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な悪影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れのある、決して許されない行為である。

このいじめを根絶するために「いじめ防止対策推進法」が施行され、秋田県でもいじめ防止等のための基本方針が策定された。本校においても全ての生徒が安心して生活し、共に学び合うことができる環境を作り上げることを目指し、町教育委員会、家庭、地域、その他関係者が連携して、いじめの未然防止と早期発見、適切な対処を図るため、この基本方針を定める。

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

- (1) 「いじめは絶対に許されないこと」という強い意識をもつ。
- (2) いじめを発見したら絶対に見逃さず、すぐさま止める。
- (3) いじめられる生徒を守り抜き、迅速に組織で対応する。
- (4) いじめる生徒に対し、毅然とした態度で指導する。
- (5) 重大事態には、諸機関と連携を図る。

【いじめの防止等のための基本的な方針より】

- 「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

2 いじめの未然防止

- (1) 道徳教育の充実、人権意識の高揚を図る。
 - ・特別な教科道徳の時間において、いじめや生命の尊重を題材とした学習を取り上げ、道徳的心情と実践力を育てる。
 - ・社会科の時間等、各教科の学習において人権に関わる内容を取り上げ、自他を尊重する心や規範意識を育てる。
- (2) 親和的人間関係を構築する。
 - ・生徒が安心して生活できる学校・学級づくり（安全・安心な風土の醸成、日常的な触れ合い、生活記録ノートの活用等）に努める。
 - ・「生徒を語る会」や小中連携「こころ部会」を活用して生徒理解に努めるとともに、情報交換や連絡を密にする。
- (3) 自尊感情、自己肯定感を高める。
 - ・生徒指導を基盤とした学習指導に努め、「分かる」「できる」喜びを体得させる。
 - ・職場体験を中心としたキャリア教育の充実や総合Bにおける「ふるさと先生」との触れ合いなどを通して、自分の将来に希望をもって進む意欲をもたせる。
 - ・生徒会活動や部活動等を通して達成感や充実感を味わわせ、「生きる力」を育てる。

- (4) 情報モラル教育を充実させる。
- ・全教育活動において、問題となった具体的な事案を基に、いじめについての知識と理解を深め、トラブルの防止法や被害者・加害者にならない方法を学ぶ。
 - ・SNS活用の低年齢化が進んでいることから、小中連携による発達段階に応じた指導に努める。また、警察等関係機関の協力を得て、講話会の開催など学習機会を設ける。
 - ・学校報、学年通信、PTA会報などを活用して、保護者への啓発活動を充実させる。

3 いじめの早期発見

- (1) 日常の観察、情報交換
- ・些細な出来事や会話、生活記録ノート等への記述から情報を収集し、共有できる職場環境を作る。
 - ・いじめ・不登校対策委員会や職員会議において生徒に関する情報を共有する機会を設定する。
- (2) 生活アンケート、Q-U調査の活用
- ・5月、10月、2月の3回生活アンケートを実施し、いじめに関する情報や生徒自身の困り事などを把握する。また、いじめ等発生に早期対応できるよう、5月・10月・2月以外にも簡単な形式でいじめ等調査を実施する。
 - ・6月、12月の2回Q-Uを実施し、必要に応じて二者面談等を実施する。
- (3) スクールカウンセラーや関係機関との連携
- ・生徒が教職員や保護者には伝えにくい情報を得られるように、スクールカウンセラーやSSW、関係諸機関の教育相談担当等との連携を図る。

4 組織と研修

- (1) いじめ等の実態を的確に把握し、迅速かつ適切な対応を行うために、学校は「いじめ・不登校対策委員会」を組織する。
- (2) PTA組織、学校運営協議会、学校関係者評価等を活用し、必要に応じていじめ問題について協議する機会を設ける。
- (3) 警察や児童相談所等との連携を図り、情報交換の機会や連絡体制を整備する。(医療機関等専門機関との連携、「24時間子供SOSダイヤル」、「いじめ緊急ホットライン」、「すこやか電話」、「子どもの人権110番」等、学校以外の相談窓口について生徒及び保護者に周知する)

5 いじめへの即時対応

- (1) いじめについての通報、又は事実が確認された場合は、事実確認や適切な初期対応を「いじめ不登校対策委員会」が行い、いじめを受けた生徒を守り通すとともに、いじめを行った生徒に対する指導及びその保護者に対する適切な指導、援助を組織的に行う。
- (2) いじめの内容が犯罪行為と認められる場合には、警察と連携するなどして対応する。また、生徒の生命、身体などに重大な被害が生じるおそれがあるときには、八郎潟町教育委員会の指示の下、直ちに警察に通報して対処する。
- (3) いじめが重大事態と認められる場合には、八郎潟町教育委員会に報告し、調査組織を設置して事実関係の把握等を行った後、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。なお、マスコミ等の外部からの問い合わせや情報提供については、管理職及び八郎潟町教育委員会が窓口となって対処する。